

<p><b>厚生科学審議会先端医療技術評価部会生殖補助医療技術に関する専門委員会</b>  『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書』(2000年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦が、提供された余剰胚の移植を受けることができる</li> <li>・卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された余剰胚の移植を受けることができる</li> <li>・余剰胚の提供を受けることが困難な場合には、精子・卵子両方の提供によって得られた胚の移植を受けることができる</li> </ul>
<p><b>厚生科学審議会生殖補助医療部会</b>  『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書』(2003年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に対して、最終的な選択として提供された胚の移植を認める</li> <li>・提供を受けることができる胚は、他の夫婦が自己の胚移植のために得た胚に限ることとし、精子・卵子両方の提供によって得られる胚の移植は認めない</li> <li>・個別の事例ごとに、実施医療施設の倫理委員会及び公的管理運営機関の審査会にて実施の適否に関する審査を行う</li> </ul>
<p><b>法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会</b>  『精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案』(2003年)</p>	<p>①女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産した女性を子の母とするものとする</p> <p>②妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。以下同じ。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎したときは、その夫を子の父とするものとする</p> <p>→胚提供の場合、母子関係は①、父子関係は②で規定される</p>
<p><b>日本受精着床学会倫理委員会</b>  『非配偶者間における生殖補助医療の実施に関する見解と提言』(2003年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供された胚の移植を、例外的に不妊治療法として認め、必要な法律上の整備をする</li> <li>・提供を受けることができる胚は、原則として、他の夫婦が自己の胚移植のために得た胚に限る</li> <li>・卵子代替胚提供については、厳重な事前審査を条件として、胚提供の特例として認める</li> <li>・不妊治療を目的として、精子と卵子両方の提供によって、新たに作出された胚の移植を禁止する</li> </ul>
<p><b>日本弁護士連合会</b>  『人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究のルール策定を求める決議』(2003年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受精卵・胚を利用する先端医療・医科学研究現場での研究の意義・有用性・危険性についての科学的・倫理的評価の内容、当該評価の患者・被験者への説明・理解状況等を調査し、調査の結果を市民に対して分かりやすく情報として提供するとともに、社会的合意形成のための議論の場を設けること</li> </ul>
<p><b>日本産科婦人科学会</b>  『胚提供による生殖補助医療に関する見解』(2004年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胚提供による生殖補助医療は認められない</li> <li>・精子卵子両方の提供によって得られた胚はもちろんのこと、不妊治療の目的で得られた胚で当該夫婦が使用しない胚であっても、それを別の女性に移植したり、その移植に関与してはならない</li> <li>・胚提供の斡旋を行ってはならない</li> </ul>
<p><b>日本医師会</b>  『医師の職業倫理指針 [改訂版]』(2008年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生殖補助医療は、子をもとうとする被施術対象者夫婦の精子と卵子を用いて行うことを原則とする</li> </ul>

<p><b>JISART</b>  『精子・卵子の提供による非配偶者間体外受精に関するJISART ガイドライン』  (2008年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エッグ・シェアリングについては、具体的なケースが生じた場合にその事案に応じて、匿名ではない提供者の場合に準じて、その倫理上の問題について検討するものとする</li> <li>・自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さない</li> <li>・余剰胚の取り扱いについては、社団法人日本産科婦人科学会の会告に従うものとする</li> </ul>
<p><b>日本生殖医学会倫理委員会</b>  『第三者配偶子を用いる生殖医療についての提言』  (2009年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の一部を負担することで生殖補助医療を受ける第三者女性から得られた卵子の一部提供を受けるエッグシェアリングは、卵子提供者を確保するために、わが国においても、その可能性を検討すべきである。しかし、提供女性自身の治療が挙児にいたらず、提供を受けた女性の治療が挙児にいたった場合などに紛争が生ずる可能性のあることを考慮し、出産した女性が母親であることが法的に明確化されるまで、当面その施行を見合わせるべきである。</li> </ul>